

令和元年 9 月
浜田市議会定例会議議案

令和元年 9 月 2 日

令和元年9月浜田市議会定例会議付議事件

議案

- 認定第1号 平成30年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成30年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成30年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成30年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成30年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成30年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成30年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成30年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成30年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第11号 平成30年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第52号 浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第54号 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について
- 議案第55号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第57号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 59 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 60 号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 61 号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 市道路線の廃止について（佐野新開線外）
- 議案第 64 号 市道路線の認定について（浜田 255 号線外）
- 議案第 65 号 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 66 号 令和元年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 67 号 令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 3 号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 同意第 4 号 浜田市公平委員会委員の選任について
- 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 13 号 専決処分の報告について（平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事の変更契約）
- 報告第 14 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 15 号 有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について
- 報告第 16 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 17 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 18 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

平成 30 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

平成 30 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

平成 30 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

平成 30 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

平成 30 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 7 号

平成 30 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 8 号

平成 30 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 9 号

平成 30 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 10 号

平成 30 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 11 号

平成 30 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 52 号

浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について

浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例

浜田市自治区設置条例（平成 17 年浜田市条例第 308 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「2 年」を「1 年」に改める。

第 10 条中「4 年」を「1 年」に改める。

第 13 条中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(浜田市行政連絡員条例の一部改正)

第 1 条 浜田市行政連絡員条例（平成 17 年浜田市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(報償費及び実費弁償)

第 4 条 行政連絡員には、予算に定める額の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成 28 年浜田市条例第 14 号）第 2 条第 2 項の規定の例による費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

(浜田市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 浜田市職員定数条例（平成 17 年浜田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「雇用される者」を「任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職に限る。）」に改める。

(浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条」の次に「、第 5 条」を加える。

第 8 条を第 11 条とする。

第 7 条の見出し中「職員給与条例等」を「特定任期付職員における職員給与条例等」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第 9 条 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される職員給与条例別表第 1 又は別表第 2 の給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付短時間職員における職員給与条例の適用除外等)

第 10 条 職員給与条例第 12 条、第 13 条及び第 17 条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する職員給与条例第 18 条第 2 項第 2 号及

び第 21 条第 2 項の規定の適用については、職員給与条例第 18 条第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）第 9 条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」と、職員給与条例第 21 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」とする。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「第 2 条又は第 3 条」を「第 2 条から第 4 条まで」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「前条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改め、「職員」の次に「又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」を加え、「必要な場合で同条」を「必要な場合で第 3 条又は前条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第 4 条 任命権者は、短時間勤務職員（法第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第 26 条の 2 第 1 項又は第 26 条の 3 第 1 項の規定による承認

(2) 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例

第 45 号。以下「勤務時間条例」という。) 第 16 条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による承認

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 4 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

（浜田市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 5 条 浜田市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（浜田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 6 条 浜田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第 号）第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定（同条中「給与条例第 11 条、第 14 条及び第 16 条」とあるのは、「給与条例第 14 条及び第 16 条」と読み替える。）により計算して得た報酬の額）」を加える。

（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 7 条 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 13 条第 1 項第 1 号中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 19 条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第 20 条を削る。

（浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 8 条 浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「6 箇月」を「6 月」に改め、同条第 2 項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、「6 箇月」を「6 月」に改める。

第 8 条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 15 条の 2 の表中「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 6 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

（浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 9 条 浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 10 条 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市交通指導員の項を削り、同表浜田市特別職報酬等審議会委員の項中「日額」を「〃」に改め、同表浜田市住宅委員の項を削る。

（浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正）

第 11 条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条中「祝日法による休日等」を「勤務時間条例第 10 条に規定する

休日」に改める。

第 35 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第 35 条 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 12 条 浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成 17 年浜田市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第 3 条 技能労務職員のうち、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、前条の規定にかかわらず、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年浜田市条例第 号)の規定を準用する。

(浜田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 13 条 浜田市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「一般職の職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。)」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第 2 条第 3 号中「第 13 条に規定するもの」を「第 2 条の 2 第 1 項に規定する遺族」に改める。

第 24 条第 2 項中「第 13 条第 2 項に規定する順序」を「第 2 条の 2 第 2 項に規定する順位」に改める。

(浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 14 条 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 263 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第 17 条 職員のうち、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、この条例の規定にかかわ

らず、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例（以下「まちづくり推進条例」という。）の制定に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) まちづくりのための協働の在り方に関する事項
- (2) まちづくり推進条例の素案の作成に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 地域協議会の代表
- (5) 地区まちづくり推進委員会の代表
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、まちづくり推進条例の制定に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、協働のまちづくりを推進するための地域拠点について調査審議するため、部会を置く。

- 2 部会は、部会委員12人以内で組織する。
- 3 部会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 委員

(2) 公民館の代表

- 4 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市協働のまちづくり推進に関する条例 検討委員会委員及び部会委員	〃 6,000 円
--------------------------------------	-----------

議案第 55 号

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 2 項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第 10 条第 6 号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

議案第 56 号

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 常時勤務会計年度任用職員の給与（第 3 条―第 16 条）

第 3 章 短時間勤務会計年度任用職員の給与（第 17 条―第 26 条）

第 4 章 短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償（第 27 条・第 28 条）

第 5 章 雑則（第 29 条―第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

(2) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「常時勤務会計年度任用職員」という。） 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

第 2 章 常時勤務会計年度任用職員の給与

（給料表）

第 3 条 常時勤務会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職会計年度任用職員給料表（別表第 1）

(2) 医療職会計年度任用職員給料表（別表第 2）

2 常時勤務会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第 3）に定めるところとする。

3 常時勤務会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(号給)

第4条 常時勤務会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第5条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号。以下「給与条例」という。）第6条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第6条 給与条例第11条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「医療職給料表」とあるのは、「医療職会計年度任用職員給料表」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第7条 給与条例第14条及び第16条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「医療職給料表」とあるのは、「医療職会計年度任用職員給料表」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 給与条例第18条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第9条 給与条例第20条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 給与条例第21条第1項、第3項及び第4項の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた常時勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第 11 条 給与条例第 22 条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられた常時勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（夜間勤務手当）

第 12 条 給与条例第 23 条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第 13 条 給与条例第 24 条第 1 項の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する勤務は、第 10 条の規定により準用する給与条例第 21 条第 1 項、第 11 条の規定により準用する給与条例第 22 条及び前条の規定により準用する給与条例第 23 条の勤務には含まれないものとする。

（常時勤務会計年度任用職員の期末手当）

第 14 条 給与条例第 26 条から第 28 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが 6 月に満たない常時勤務会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該常時勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に常時勤務会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、当該常時勤務会計年度任用職員は、第 1 項に規定する任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員とみなす。

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第 15 条 第 10 条の規定により準用する給与条例第 21 条、第 11 条の規定に

より準用する給与条例第 22 条及び第 12 条の規定により準用する給与条例第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当（月を単位として支給するものに限る。）の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を、当該常時勤務会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから常時勤務会計年度任用職員の 1 日の勤務時間に浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号。以下「勤務時間条例」という。）第 10 条に規定する休日の日数を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第 16 条 常時勤務会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した常時勤務会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した常時勤務会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 3 章 短時間勤務会計年度任用職員の給与

（報酬）

第 17 条 月額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる任用の区分に応じ、当該各号に定める額（100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

- (1) 1 月当たりの勤務時間の定めがある任用 基準月額（短時間勤務会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第 3 条及び第 4 条の規定を適用して得た額に、給与条例第 11 条、第 14 条及び第 16 条の規定の例により計算して得た額を加算した額をいう。以下この条において同じ。）を 20 で除して得た額に、当該短時間勤務会

計年度任用職員について定められた 1 月当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額

(2) 1 日当たりの勤務時間の定めがある任用 基準月額を 20 で除して得た額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間に規則で定める日数を乗じ、7.75 で除して得た数を乗じて得た額

2 日額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 20 で除して得た額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) とする。

3 時間額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 155 で除して得た額 (1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第 18 条 給与条例第 20 条に規定する勤務に従事することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 17 年浜田市条例第 59 号) の例により計算して得た額 (月を単位として支給するものにあつては、その額を前条の規定の例により計算して得た額) の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第 19 条 短時間勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間 (以下「正規の勤務時間」という。) 以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額とする。ただし、短時間勤務会計年度任用職員が、次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日以外の日における勤務で、正規の勤務時間以外の時間 (以下この項において「時間外勤務時間」という。) にしたもののうち、時間外勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまで、かつ、時間外勤務時間とその勤務

をした日の属する1週間における勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、短時間勤務会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた短時間勤務会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等（第3項においてこれらを「休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で

規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた短時間勤務会計年度任用職員に係るその休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第 21 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(宿日直勤務に係る報酬)

第 22 条 宿日直勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第 24 条第 1 項の規定に準じて報酬を支給する。

- 2 前項の規定による勤務は、前 3 条に規定する勤務には含まれないものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第 23 条 給与条例第 26 条から第 28 条までの規定は、任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員 (1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。) について準用する。この場合において、給与条例第 26 条第 4 項中「それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日) 以前 6 月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。) の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが 6 月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、第1項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 月額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員には、職員となった日から離職した日までの報酬を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その月の末日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、当該短時間勤務会計年度任用職員のその月における勤務日数又は勤務時間に応じて計算する。
- 4 日額又は時間額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に第18条に規定する報酬（月を単位に支給するものに限る。以下この条において同じ。）の額を加算した額に12を乗じて得た額を、次に掲げる任用の区分に応じてそれぞれに定める時間で除して得た額
- ア 1月当たりの勤務時間の定めがある任用 当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1月当たりの勤務時間に12を乗じた時間
- イ 1日当たりの勤務時間の定めがある任用 当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に規則で定める日数を乗じたものに12を乗じた時間
- (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額に第18条に規定する報酬の額を加算した額を、当該短時間勤務会計年度任用職

員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

- (3) 時間額による報酬 第 17 条第 3 項の規定により計算して得た額に第 18 条に規定する報酬の額を加算した額

(報酬の減額)

第 26 条 月額により報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 1 号に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 号に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

第 4 章 短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第 27 条 短時間勤務会計年度任用職員が給与条例第 18 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項の通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第 18 条第 2 項から第 6 項までの規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第 28 条 短時間勤務会計年度任用職員が公務のための旅行をしたときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項の旅行に係る費用弁償の額は、浜田市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 61 号）の例による。

第 5 章 雑則

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第 29 条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(給与からの控除)

第 30 条 給与条例第 7 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(給与の口座振替)

第 31 条 給与条例第 34 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200

29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100

62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900

95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

医療職会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	247,900	333,100
2	250,400	336,100
3	252,900	339,000
4	255,400	342,000
5	257,600	344,700
6	261,400	348,000
7	265,200	351,100
8	269,000	354,200
9	272,600	357,000
10	276,600	359,900
11	280,600	363,000
12	284,600	366,200
13	288,400	369,100
14	292,400	372,700
15	296,300	375,900
16	300,200	379,600
17	303,900	383,200
18	307,500	385,900
19	311,000	388,700
20	314,600	391,400
21	318,200	394,200
22	321,900	396,800
23	325,400	399,400
24	328,900	401,800
25	332,400	403,800
26	335,200	406,100
27	337,800	408,300
28	340,400	410,600

29	343,200	412,900
30	345,300	415,000
31	347,500	417,000
32	349,900	419,100
33	352,100	421,000
34	354,500	422,800
35	356,700	424,600
36	359,200	426,600
37	361,400	428,500
38	363,800	430,500
39	366,200	432,400
40	368,400	434,400
41	370,700	436,200
42	372,100	438,000
43	373,600	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200

62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100

95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職会計年度 任用職員給料表	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする職務
医療職会計年度 任用職員給料表	1級	医師の職務
	2級	高度の知識経験に基づき医療業務を行う 医師の職務

議案第 57 号

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜田市立幼稚園条例（平成 17 年浜田市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「について」の次に「必要な事項を」を加える。

第 4 条を次のように改める。

（保育料）

第 4 条 幼稚園の保育料は、無料とする。

第 5 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 5 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市立幼稚園条例の規定は、令和元年 10 月分以後の月分の保育料について適用し、同年 9 月分以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

議案第 58 号

浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年浜田市条例第125号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条) を

」

「

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)

第5章 浜田市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条・第17条) に

第6章 雑則(第18条)

」

改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第18条とし、同条の前に次の章名を付する。

第6章 雑則

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 浜田市災害弔慰金等支給審査委員会

(浜田市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

- 第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、浜田市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の委員等)

- 第17条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、識見者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該諮問に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する調査審議に要する間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年浜田市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。
別表浜田市保健医療福祉協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市災害弔慰金等支給審査委員会委員	〃	6,000円
--------------------	---	--------

議案第 59 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 22 号を第 27 号とし、第 17 号から第 21 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 16 号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条中第 15 号を第 20 号とし、第 14 号を第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 政令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 政令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 政令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 政令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条第 1 項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第 4 条の見出しを削る。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項

中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子ども」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、「利用者負担額（」の次に「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、「（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改

め、同条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条（見出しを含む。）、第 25 条並びに第 26 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第 36 条第 1 項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第 37 条の見出しを削り、同条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「小規模保育事業 A 型をいう」の次に「。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ」を、「小規模保育事業 B 型をいう」の次に「。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「附則第 4 条」を「附則第 3 条」に改める。

第 38 条第 1 項中「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満 3 歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項各号列記以外の部分中「この項」を「この項から第 5 項まで」に改め、同項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「事業所内保育事業を行う者であって、」を「事業所内保育事業（」に改め、「もの」の次に「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 4 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第 42 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行

に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の規定により市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当

該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改

め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前

3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 60 号

浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について

浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例

浜田駅関連施設条例（平成 21 年浜田市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 駐輪場

第 3 条の見出しを「(開館時間等及び休館日等)」に改め、同条本文中「及び休館日」を「又は開場時間及び休館日又は休場日」に改め、同条ただし書中「休館日」の次に「若しくは休場日」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 駐輪場

ア 開場時間 終日

イ 休場日 無休

第 4 条の見出しを「(物販施設等の使用許可)」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「施設等」を「物販施設等」に改める。

第 5 条の見出しを「(物販施設等の使用の制限)」に改める。

第 6 条の見出しを「(物販施設等の特別設備等の制限)」に改め、同条中「施設等」を「物販施設等」に改める。

第 7 条の見出しを「(物販施設等の目的外使用等の禁止)」に改め、同条中「施設等」を「物販施設等」に改める。

第 8 条の見出しを「(物販施設等の使用料)」に改める。

第 10 条中「施設等」を「物販施設等」に改める。

第 12 条を第 17 条とする。

第 11 条に次の 1 項を加え、同条を第 16 条とする。

2 市長は、駐輪場に駐車する自転車等の亡失又は損傷について、その賠償の責めを負わない。

第 10 条の次に次の 5 条を加える。

(駐車対象車両)

第 11 条 駐輪場に駐車することができる車両は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車（以下「自転車等」という。）とする。

(駐輪場における禁止行為)

第 12 条 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 関係職員の指示又は区画線若しくは標識に従わないで自転車等を駐車させること。

- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) その他管理運営上支障がある行為をすること。

(自転車等の放置の禁止)

第 13 条 駐輪場を使用する者は、駐輪場内に自転車等を放置してはならない。

(自転車等の放置に対する措置)

第 14 条 市長は、前条の規定に違反して自転車等が放置されていると認めるときは、自転車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、当該自転車等を他の適切な場所に移動するよう警告することができる。

2 市長は、前項の規定による警告を受けた自転車等の所有者等が、なお当該自転車等を相当の期間放置していると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(駐輪場の使用料)

第 15 条 駐輪場の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 61 号

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 1 号中「前条第 3 号」を「前条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 62 号

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例

浜田市水道給水条例（平成 29 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「の規定により指定」を「の指定（法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を含む。）」に改める。

第 33 条第 1 号中「第 7 条第 1 項」を「法第 16 条の 2 第 1 項」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 5,000 円

第 37 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

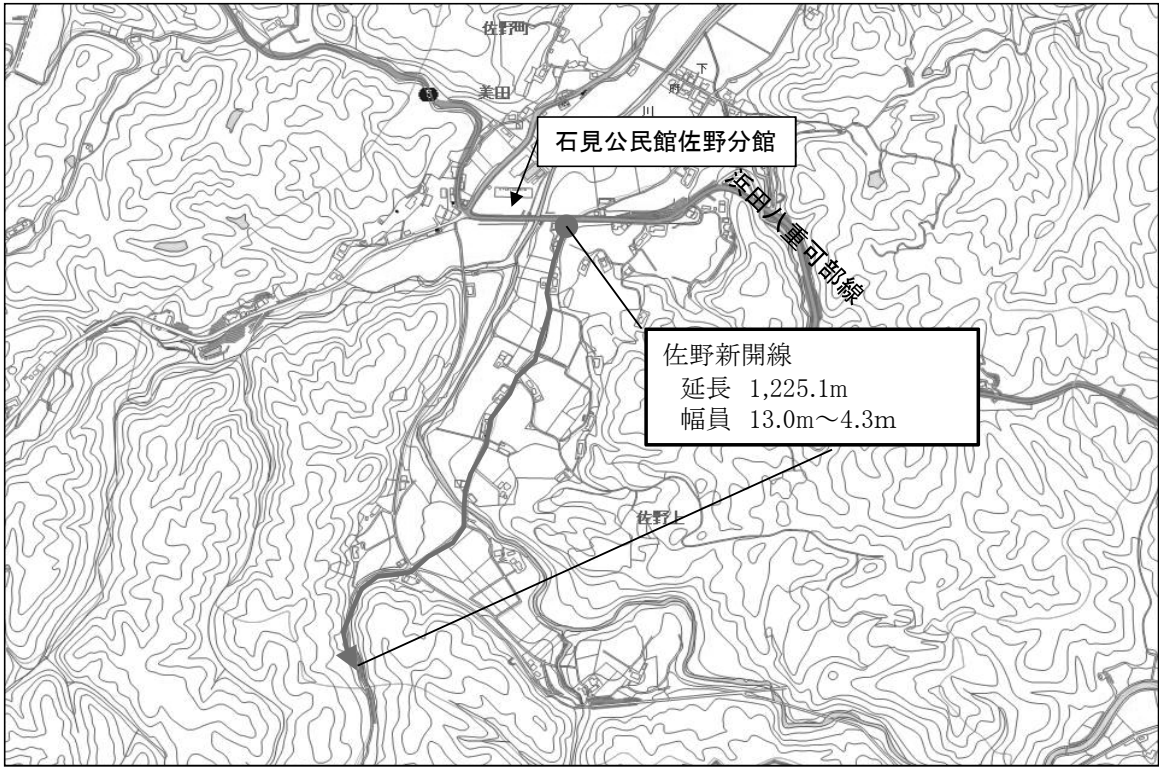
令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

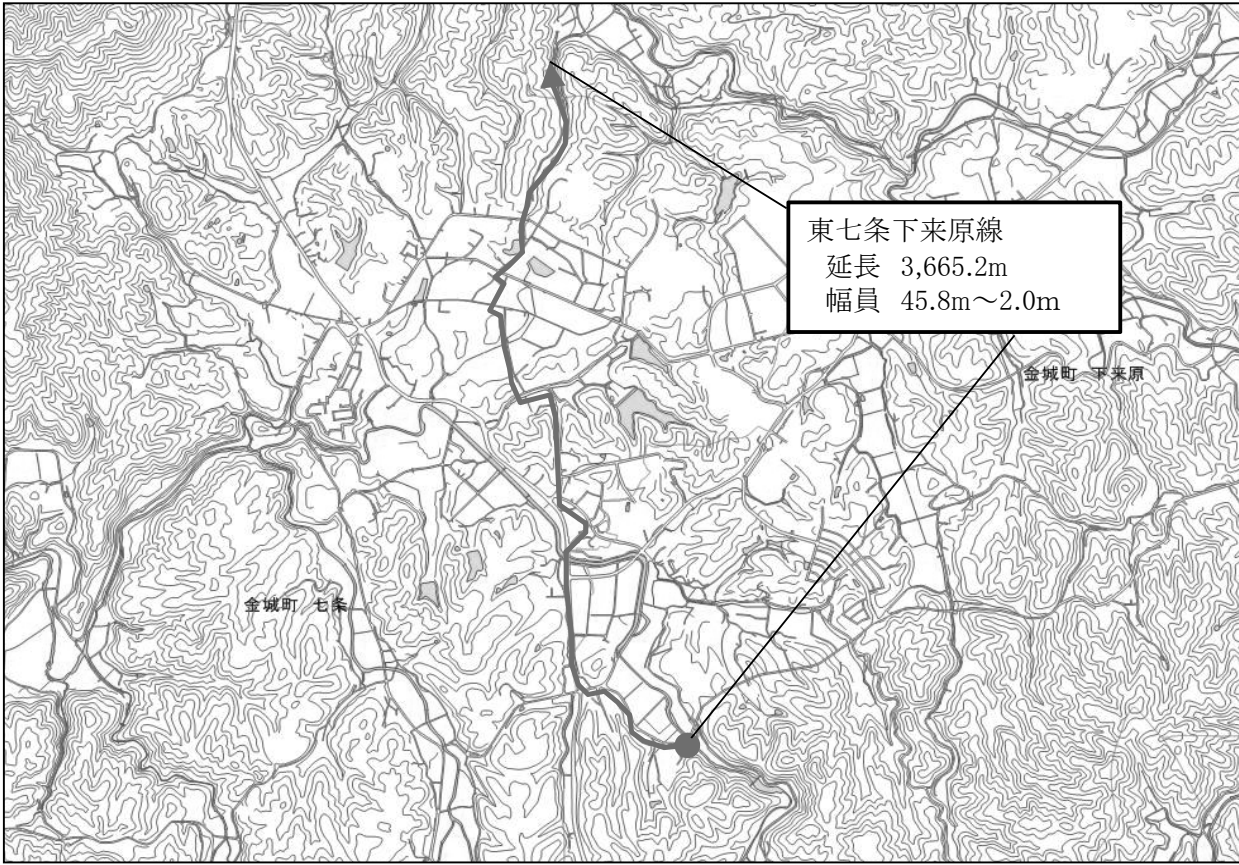
市道廃止路線

路線番号	路線名	起 点	延長	敷地 の 最大幅員	敷地 の 最小幅員
		終 点			
00-2-033	佐野新開線	佐野町イ118番5地先 佐野町イ720番地21地先	1,225.1 m	13.0 m	4.3 m
03-3-255	浜田255号線	殿町83番204地先 殿町83番122地先	46.7 m	9.3 m	6.5 m
40-2-015	東七条下来原線	金城町七条イ1033番5地先 金城町下来原121番地先	3,665.2 m	45.8 m	2.0 m
		以下余白			

廃 止



廢 止



議案第 64 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

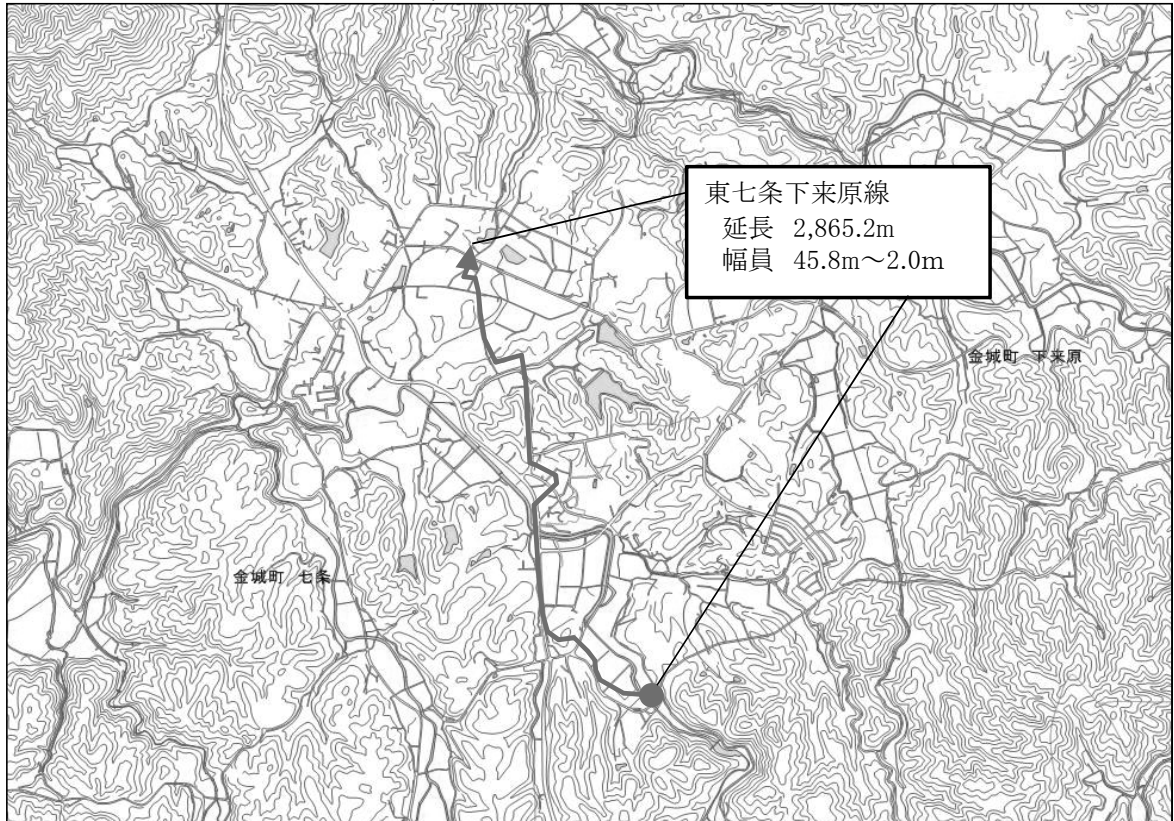
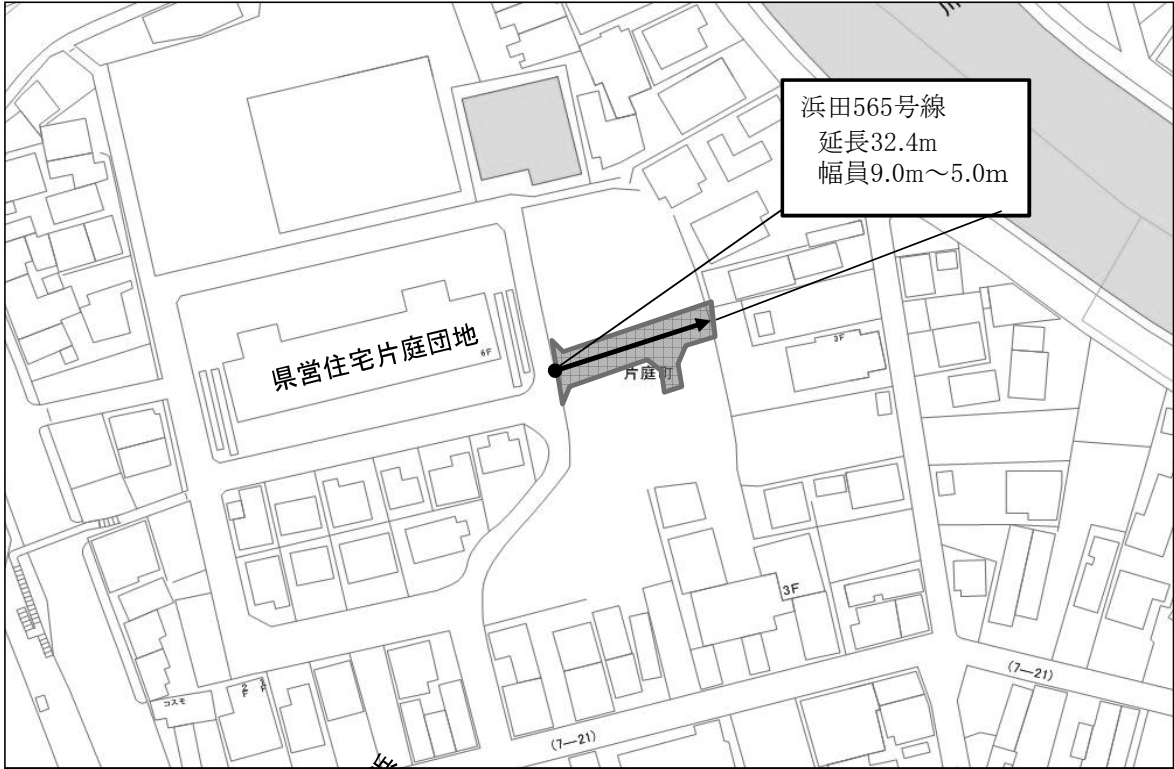
市道認定路線

路線番号	路線名	起 点		延長	敷地の 最大幅員	敷地の 最小幅員
		終 点				
03-3-255	浜田255号線	殿町83番204地先 殿町107番6		212.1 m	25.4 m	10.2 m
03-3-564	浜田564号線	相生町3907番4 相生町3907番4		19.6 m	7.0 m	4.0 m
03-3-565	浜田565号線	片庭町86番45 片庭町86番45		32.4 m	9.0 m	5.0 m
40-2-015	東七条下来原線	金城町七条イ1033番5地先 金城町七条ニ167番1		2,865.2 m	45.8 m	2.0 m
51-3-113	今市113号線	旭町今市1133番1地 旭町今市1134番1地		17.7 m	8.7 m	6.6 m
		以下余白				

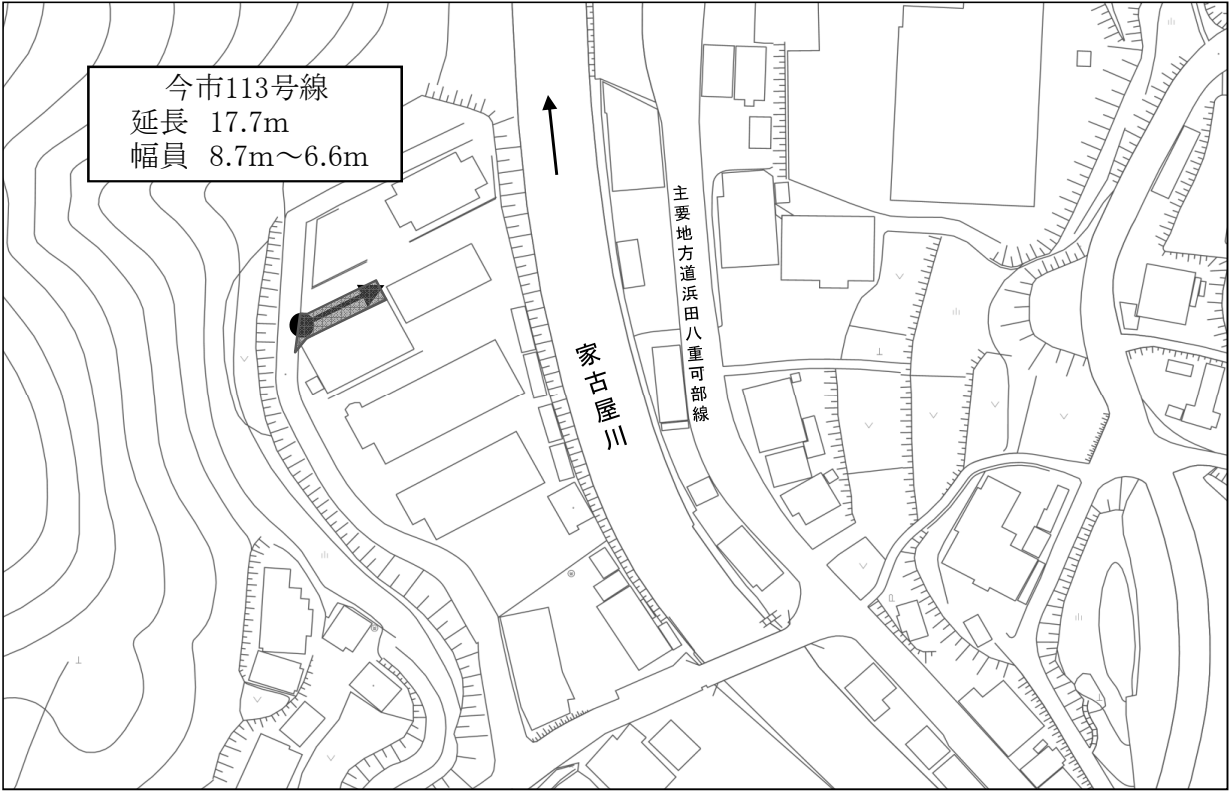
認 定



認 定



認 定



令和元年度

浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和元年度 浜田市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度浜田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,602,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月2日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		7,325,430	137,000	7,462,430
	2固定資産税	3,897,200	137,000	4,034,200
10地方特例交付金		83,520	2,531	86,051
	1地方特例交付金	33,471	2,531	36,002
11地方交付税		11,550,000	476,451	12,026,451
	1地方交付税	11,550,000	476,451	12,026,451
15国庫支出金		5,719,937	9,159	5,729,096
	2国庫補助金	2,089,026	9,159	2,098,185
16県支出金		2,575,534	45,103	2,620,637
	2県補助金	899,812	45,103	944,915
19繰入金		3,026,654	△638,015	2,388,639
	2基金繰入金	2,896,654	△638,015	2,258,639
20繰越金		1	484,086	484,087
	1繰越金	1	484,086	484,087
21諸収入		1,282,424	52,960	1,335,384
	4受託事業収入	235,379	1,883	237,262
	5雑収入	874,253	51,077	925,330
22市債		3,813,700	△50,603	3,763,097
	1市債	3,813,700	△50,603	3,763,097
歳入合計		39,083,852	518,672	39,602,524

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,816,062	534,975	5,351,037
	1 総務管理費	4,155,174	534,975	4,690,149
3 民生費		11,606,035	3,982	11,610,017
	2 児童福祉費	4,105,067	0	4,105,067
	3 生活保護費	891,976	3,982	895,958
4 衛生費		3,330,936	0	3,330,936
	1 保健衛生費	1,807,808	0	1,807,808
6 農林水産業費		3,940,048	3,607	3,943,655
	1 農業費	1,576,211	1,000	1,577,211
	3 水産業費	2,157,636	2,607	2,160,243
7 商工費		928,473	2,706	931,179
	1 商工費	928,473	2,706	931,179
8 土木費		3,217,375	13,083	3,230,458
	1 土木管理費	656,982	1,883	658,865
	2 道路橋梁費	1,492,595	0	1,492,595
	3 河川費	65,046	11,200	76,246
10 教育費		2,866,817	2,024	2,868,841
	5 社会教育費	951,248	2,024	953,272
11 災害復旧費		522,257	3,501	525,758
	1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	3,501	43,501
12 公債費		6,187,307	△ 45,206	6,142,101
	1 公債費	6,187,307	△ 45,206	6,142,101
歳出合計		39,083,852	518,672	39,602,524

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額 千円
あさひやすらぎの家管理運営費	令和2年度から令和4年度まで	1,509
石 央 文 化 ホール 管 理 運 営 費	令和2年度から令和6年度まで	288,026
世界こども美術館創作活動館管理運営費	令和2年度から令和6年度まで	384,497
石 正 美 術 館 管 理 運 営 費	令和2年度から令和6年度まで	225,333
三隅中央会館多目的ホール管理運営費	令和2年度から令和6年度まで	17,255
岡見スポーツセンター施設管理運営費	令和2年度から令和6年度まで	4,850
三隅中央公園及び田の浦公園運動施設管理運営費	令和2年度から令和6年度まで	258,370
三隅B&G海洋センター管理運営費	令和2年度から令和6年度まで	55,787

(変更)

事 項	補 正 前 限 度 額 千円	補 正 後 限 度 額 千円
浜 田 駅 周 辺 整 備 事 業	150,000	200,000

第 3 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額 千円	補 正 後 限 度 額 千円
災 害 復 旧 事 業	191,900	193,800
臨 時 財 政 対 策 債	840,000	787,497

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,325,430	137,000	7,462,430
10 地方特例交付金	83,520	2,531	86,051
11 地方交付税	11,550,000	476,451	12,026,451
15 国庫支出金	5,719,937	9,159	5,729,096
16 県支出金	2,575,534	45,103	2,620,637
19 繰入金	3,026,654	△638,015	2,388,639
20 繰越金	1	484,086	484,087
21 諸収入	1,282,424	52,960	1,335,384
22 市債	3,813,700	△50,603	3,763,097
歳入合計	39,083,852	518,672	39,602,524

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	4,816,062	534,975	5,351,037	2,391		2,217	530,367
3民 生 費	11,606,035	3,982	11,610,017	6,768			△2,786
4衛 生 費	3,330,936	0	3,330,936			4,024	△4,024
6農 林 水 産 業 費	3,940,048	3,607	3,943,655	2,607		1,000	
7商 工 費	928,473	2,706	931,179			2,706	
8土 木 費	3,217,375	13,083	3,230,458			1,883	11,200
10教 育 費	2,866,817	2,024	2,868,841				2,024
11災 害 復 旧 費	522,257	3,501	525,758	3,101	300		100
12公 債 費	6,187,307	△45,206	6,142,101				△45,206
歳 出 合 計	39,083,852	518,672	39,602,524	14,867	300	11,830	491,675

2 歳 入

1 市 税 (2 固定資産税)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
1 市 税	7,325,430	137,000	7,462,430
2 固定資産税	3,897,200	137,000	4,034,200
1 固定資産税	3,833,136	137,000	3,970,136
10 地方特例交付金	83,520	2,531	86,051
1 地方特例交付金	33,471	2,531	36,002
1 地方特例交付金	33,471	2,531	36,002
11 地方交付税	11,550,000	476,451	12,026,451
1 地方交付税	11,550,000	476,451	12,026,451
1 地方交付税	11,550,000	476,451	12,026,451
15 国庫支出金	5,719,937	9,159	5,729,096
2 国庫補助金	2,089,026	9,159	2,098,185
1 総務費国庫補助金	36,194	2,391	38,585
2 民生費国庫補助金	355,848	6,768	362,616
16 県支出金	2,575,534	45,103	2,620,637
2 県補助金	899,812	45,103	944,915
2 民生費県補助金	219,821	1,748	221,569
3 衛生費県補助金	49,279	866	50,145
4 農林水産業費県補助金	513,060	2,607	515,667

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年課税分	137,000	現年課税分 137,000
1	地方特例交付金	2,531	地方特例交付金 2,531
1	地方交付税	476,451	普通交付税 476,451
1	総務管理費補助金	2,391	社会保障・税番号制度システム整備事業費 2,391
2	児童福祉費補助金	2,713	子ども・子育て支援事業費 2,713
4	生活保護費補助金	4,055	生活困窮者自立促進支援事業費 4,055
1	社会福祉費補助金	1,748	福祉医療費（過年度分） 1,748
1	保健衛生費補助金	866	乳幼児医療費（過年度分） 866
3	水産業費補助金	2,607	島根型6次産業推進事業費 2,607

16 県支出金（2 県補助金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
8 災害復旧費県補助金	16,425	39,882	56,307
19 繰入金	3,026,654	△638,015	2,388,639
2 基金繰入金	2,896,654	△638,015	2,258,639
1 財政調整基金繰入金	1,006,714	△643,745	362,969
6 地域振興基金繰入金	264,530	1,000	265,530
7 ふるさと応援基金繰入金	427,487	4,730	432,217
20 繰越金	1	484,086	484,087
1 繰越金	1	484,086	484,087
1 繰越金	1	484,086	484,087
21 諸収入	1,282,424	52,960	1,335,384
4 受託事業収入	235,379	1,883	237,262
3 土木費受託事業収入	17,798	1,883	19,681
5 雑入	874,253	51,077	925,330
2 雑入	874,251	51,077	925,328
22 市債	3,813,700	△50,603	3,763,097
1 市債	3,813,700	△50,603	3,763,097

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	農林水産業施設災害復旧費補助金	39,882	29年林業施設災害復旧費 30年林業施設災害復旧費	36,781 3,101
1	財政調整基金繰入金	△643,745	財政調整基金繰入金	△643,745
1	地域振興基金繰入金	1,000	地域振興基金繰入金	1,000
1	ふるさと応援基金繰入金	4,730	ふるさと応援基金繰入金	4,730
1	前年度繰越金	484,086	前年度繰越金	484,086
1	土木管理費受託事業収入	1,883	潰谷川砂防事業費	1,883
7	総務費雑入	2,000	協働のまちづくり事業助成金	2,000
8	民生費雑入	40,033	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金	40,033
11	農林水産業費雑入	2,399	農林雑入	2,399
12	商工費雑入	1,845	商工雑入	1,845
15	教育費雑入	4,800	学校教育雑入	4,800

22 市 債 (1 市 債)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
9 災害復旧債	191,900	1,900	193,800
10 臨時財政対策債	840,000	△52,503	787,497
歳 入 合 計	39,083,852	518,672	39,602,524

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農林水産業施設災害復旧債	1,900	過年林業施設災害復旧費 1,900
1	臨時財政対策債	△52,503	臨時財政対策債 △52,503

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	4,816,062	534,975	5,351,037	2,391		2,217	530,367
1 総務管理費	4,155,174	534,975	4,690,149	2,391		2,217	530,367
6 財産管理費	432,621	292,997	725,618				292,997
7 企画費	1,842,372	1,632	1,844,004				1,632
8 電子計算費	282,109	2,391	284,500	2,391			
17 諸 費	47,489	237,955	285,444			2,217	235,738

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
25 積立金		292,997	1 財政調整基金積立金 250,000 2 市民生活安定化基金積立金 42,997
1 報酬		1,152	1 まちづくり推進条例検討委員会費 1,632
8 報償費		210	
9 旅費		140	
11 需用費		50	
14 使用料及び賃借料		80	
19 負担金補助及び交付金		2,391	1 基幹系業務システム更新事業 2,391
23 償還金利子及び割引料		237,955	1 国県補助金等精算返還金 237,955

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,606,035	3,982	11,610,017	6,768			△2,786
2 児童福祉費	4,105,067	0	4,105,067	2,713			△2,713
1 児童福祉総務費	609,869	0	609,869	2,713			△2,713

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	891,976	3,982	895,958	4,055			△73
1 生活保護総務費	101,220	3,982	105,202	4,055			△73

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
13 委託料	3,982	1 生活保護事務費 1,232 2 生活保護適正化事業 2,750

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,330,936	0	3,330,936			4,024	△4,024
1 保健衛生費	1,807,808	0	1,807,808			4,024	△4,024
1 保健衛生総務費	481,673	0	481,673			4,024	△4,024

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,940,048	3,607	3,943,655	2,607		1,000	
1 農 業 費	1,576,211	1,000	1,577,211			1,000	
5 土地改良事業費	220,788	1,000	221,788			1,000	

6 農林水産業費（1 農業費）

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	1,000	1 県事業負担金（農業基盤整備） 1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	2,157,636	2,607	2,160,243	2,607			
2 水産業振興費	1,918,361	2,607	1,920,968	2,607			

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	2,607	1 水産6次産業化推進事業 2,607

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	928,473	2,706	931,179			2,706	
1 商 工 費	928,473	2,706	931,179			2,706	
3 観 光 費	262,955	2,706	265,661			2,706	

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	2,706	1 観光施設維持管理費 2,706

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,217,375	13,083	3,230,458			1,883	11,200
1 土木管理費	656,982	1,883	658,865			1,883	
1 土木総務費	582,511	1,883	584,394			1,883	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	741	1 土木総務事務費 1,883
17 公有財産購入費	1,142	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,492,595	0	1,492,595				
3 道路新設改良費	1,085,758	0	1,085,758				

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	△50,000	1 浜田駅周辺整備事業 0
17 公有財産購入費	50,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 河 川 費	65,046	11,200	76,246				11,200
1 河川総務費	35,046	11,200	46,246				11,200

8 土 木 費 (3 河 川 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	11,200	1 矢原川ダム建設推進事業 11,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,866,817	2,024	2,868,841				2,024
5 社会教育費	951,248	2,024	953,272				2,024
6 文化費	193,140	2,024	195,164				2,024

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	2,024	1 浜田城に関する資料館及び城山整備基金積立金 2,024

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	522,257	3,501	525,758	3,101	300		100
1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	3,501	43,501	3,101	300		100
3 林業施設災害復旧費	20,000	3,501	23,501	3,101	300		100

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	103	1 3 0年林業施設災害復旧費 3,501
15 工事請負費	3,398	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	6,187,307	△45,206	6,142,101				△45,206
1 公 債 費	6,187,307	△45,206	6,142,101				△45,206
2 利 子	351,530	△45,206	306,324				△45,206

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	△45,206	1 長期債利息 △45,206

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補 正 後	長 等	7	22,892	26,400	8,097 3.20月分			7,562	64,951	10,377	75,328	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,365		31,391 3.20月分				133,756	37,196	170,952	
	そ の 他	3,283	642,339					27,383	669,722	73,488	743,210	時間外及び 管理職員特別 勤務手当
	計	3,314	767,596	26,400	39,488			34,945	868,429	121,061	989,490	
補 正 前	長 等	7	22,892	26,400	8,097 3.20月分			7,562	64,951	10,377	75,328	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,365		31,391 3.20月分				133,756	37,196	170,952	
	そ の 他	3,249	641,187					27,383	668,570	73,488	742,058	時間外及び 管理職員特別 勤務手当
	計	3,280	766,444	26,400	39,488			34,945	867,277	121,061	988,338	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	34	1,152						1,152		1,152	
	計	34	1,152						1,152		1,152	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 4,985,110		千円 966,277	千円 2,859,854		千円 1,158,979	千円 190,124	千円 968,855
あさひやすらぎの家管理運営費	1,509	令和2年度から			令和4年度から	1,509		1,509
浜 田 駅 周 辺 整 備 事 業	50,000	令和2年度から			令和2年度まで	50,000	28,600	21,400
石 央 文 化 ホール管理運営費	288,026	令和2年度から			令和6年度まで	288,026		288,026
世 界 こ ど も 美 術 館 創 作 活 動 館 管 理 運 営 費	384,497	令和2年度から			令和6年度まで	384,497		384,497
石 正 美 術 館 管 理 運 営 費	225,333	令和2年度から			令和6年度まで	225,333		225,333
三 隅 中 央 会 館 多 目 的 ホール 管 理 運 営 費	17,255	令和2年度から			令和6年度まで	17,255		17,255
岡 見 ス ポー ツ センター 施 設 管 理 運 営 費	4,850	令和2年度から			令和6年度まで	4,850		4,850
三 隅 中 央 公 園 及 び 田 の 浦 公 園 運 動 施 設 管 理 運 営 費	258,370	令和2年度から			令和6年度まで	258,370		258,370
三 隅 B & G 海 洋 センター管理運営費	55,787	令和2年度から			令和6年度まで	55,787		55,787
計	6,270,737		966,277	2,859,854		2,444,606	218,724	2,225,882

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 2,041,983	千円 191,900	千円 152,851	千円 2,081,032
	補 正 額		1,900		1,900
	補 正 後 の 額	2,041,983	193,800	152,851	2,082,932
臨 時 財 政 対 策 債	補 正 前 の 額	11,595,287	840,000	1,098,179	11,337,108
	補 正 額		△ 52,503		△ 52,503
	補 正 後 の 額	11,595,287	787,497	1,098,179	11,284,605
計	補 正 前 の 額	54,189,729	3,813,700	5,815,699	52,187,730
	補 正 額		△ 50,603		△ 50,603
	補 正 後 の 額	54,189,729	3,763,097	5,815,699	52,137,127

令和元年度

浜田市公設水産物仲買売場 特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度 浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第1号）

令和元年度浜田市の公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,602 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,517 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	2,602	2,603
	1 繰越金	1	2,602	2,603
歳入	合 計	15,915	2,602	18,517

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水産物仲買売場費		15,915	2,602	18,517
	1 総務管理費	15,915	2,602	18,517
歳 出	合 計	15,915	2,602	18,517

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	2,602	2,603
歳入合計	15,915	2,602	18,517

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1水産物仲買売場費	15,915	2,602	18,517				2,602
歳 出 合 計	15,915	2,602	18,517	0	0	0	2,602

2 歳 入

3 繰 越 金 (1 繰 越 金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
3 繰 越 金	1	2,602	2,603
1 繰 越 金	1	2,602	2,603
1 繰 越 金	1	2,602	2,603
歳 入 合 計	15,915	2,602	18,517

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	前年度繰越金	2,602	前年度繰越金 2,602

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 水産物仲買売場費	15,915	2,602	18,517				2,602
1 総務管理費	15,915	2,602	18,517				2,602
1 一般管理費	73	2,602	2,675				2,602

1 水産物仲買売場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	2,602	1 財政調整基金積立金 2,602

令和元年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,471千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		1	7,000	7,001
	2 受 託 事 業 収 入	0	7,000	7,000
歳 入 合 計		648,471	7,000	655,471

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水費		168,957	7,000	175,957
	1 総務管理費	158,941	7,000	165,941
歳 出	合 計	648,471	7,000	655,471

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入	1	7,000	7,001
歳 入 合 計	648,471	7,000	655,471

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1農業集落排水費	168,957	7,000	175,957			7,000	
歳出合計	648,471	7,000	655,471	0	0	7,000	0

2 歳 入

6 諸 収 入 (2 受託事業収入)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
6 諸 収 入	1	7,000	7,001
2 受託事業収入	0	7,000	7,000
1 農業集落排水費受託事業収入	0	7,000	7,000
歳 入 合 計	648,471	7,000	655,471

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農業集落排水建設費受託事業収入	7,000	浜田八重可部線移転補償事業費 7,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	168,957	7,000	175,957			7,000	
1 総務管理費	158,941	7,000	165,941			7,000	
2 施設維持管理費	113,399	7,000	120,399			7,000	

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	3,000	1 施設維持管理費 7,000
15 工事請負費	4,000	

同意第 3 号

浜田市教育委員会委員の任命について

浜田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	浜田市上府町イ 659 番地 6
職 業	特定非営利活動法人役員
氏 名	花 田 香
生年月日	昭和 45 年 2 月 24 日

(参 考)

前任者 花 田 香 (令和元年 11 月 18 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項

同意第 4 号

浜田市公平委員会委員の選任について

浜田市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章市

住 所	浜田市殿町 25 番地 1
職 業	団体役員
氏 名	小 澤 孝 子
生年月日	昭和 29 年 12 月 2 日

(参 考)

前任者 小澤 孝子 (令和元年 11 月 17 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項

同意第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	浜田市金城町七条イ 977 番地 21
職 業	無職
氏 名	森 内 純 子
生年月日	昭和 30 年 10 月 21 日

(参 考)

前任者 森 内 純 子 (令和元年 12 月 31 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条